

新旧対照表（工損調査等業務費積算基準の一部改正）

（令和2年4月1日）

新 旧 対 照 表 改 正 案	R2.4.1
<p>(6) 水準測量調査</p> <p>工損調査等共通仕様書第21条第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量」で計測しようとする場合は、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書（一般土木編）中第1編第2章第3節水準測量3-1-4（4級水準測量観測）」によるものとする。なお、歩掛の採用に当たっては、次の各号に基づき行うものとする。</p> <p>備考1 事前調査及び事後調査（中間を含む）の水準測量に適用する。 2 起業地の水準測量の既知点については、請負者に計測簿を貸与するものとする。 3 水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。 直接人件費＝上記km当たり単価×今回計測延長(km) 4 計測延長は、次のとおりとする。 調査対象の建物の4面（東西南北の側面）の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。 <u>5 精度管理費は、第1編第1章第1節測量業務積算基準1-4-3（技術管理費の積算）1精度管理費により算定するものとする。</u> <u>6 諸経費については、測量業務積算基準の諸経費を適用する。</u></p>	

新 旧 対 照 表 現 行	R2.4.1
<p>(6) 水準測量調査</p> <p>工損調査等共通仕様書第21条第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量」で計測しようとする場合は、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書（一般土木編）中第1編第2章第3節水準測量3-1-4（4級水準測量観測）」によるものとする。なお、歩掛の採用に当たっては、次の各号に基づき行うものとする。</p> <p>備考1 事前調査及び事後調査（中間を含む）の水準測量に適用する。 2 起業地の水準測量の既知点については、請負者に計測簿を貸与するものとする。 3 水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。 直接人件費＝上記km当たり単価×今回計測延長(km) 4 計測延長は、次のとおりとする。 調査対象の建物の4面（東西南北の側面）の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。</p>	